

西日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る高速
道路利便増進事業に関する計画

平成20年 9月29日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
西日本高速道路株式会社

本計画は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）及び西日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）が、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和33年法律第34号。以下「法」という。）第7条第2項に基づき共同して作成する高速道路利便増進事業に関する計画（以下「計画」という。）である。

1 高速道路利便増進事業

法第2条第4項第2号に規定する高速道路利便増進事業の内容は以下のとおり。

1 平日夜間割引

①割引をする自動車

月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日を除く。）の午後10時から翌午前0時までの間に別紙－1又は別紙－2に掲げる高速道路を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。）。

なお、上記にいう「ETCシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。

②割引率

30%

2 平日深夜割引

①割引をする自動車

月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日に関する法律第3条に定める休日を除く。）の午前0時から午前4時までの間に別紙－1又は別紙－2に掲げる高速道路を通行するETC車。

②割引率

50%

3 休日昼間割引

①割引をする自動車

対距離制を適用する区間（別紙－１に掲げる高速道路のうち別紙－３に掲げる均一制を適用する区間を除く区間。）又は別紙－４に掲げる高速道路のうち、１００キロメートル以内の区間を通行し（別紙－５に掲げる大都市近郊区間のみの通行を除く。）、かつ、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第３条に定める休日の午前９時から午後５時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車のうち軽自動車等及び普通車。

ただし、上記の自動車（ただし、京都縦貫自動車道を通行する自動車は除く。）が休日昼間割引（東日本高速道路株式会社又は中日本高速道路株式会社が実施する休日昼間割引を含む。）の適用を２回受けた後、同時間帯に料金所を再度通行する場合を除く。

なお、連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に別紙－３に掲げる均一制を適用する区間を含む場合、中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジと安来道路、中国横断自動車道尾道松江線の松江玉造インターチェンジと安来道路又は中国横断自動車道岡山米子線の米子インターチェンジ、安来道路及び中国横断自動車道尾道松江線の松江玉造インターチェンジを連続して通行する場合、又は四国縦貫自動車道の大洲インターチェンジと四国横断自動車道内海大洲線の大洲北只インターチェンジを連続して通行する場合における上記ただし書きの適用については、１回の当該連続した通行に係る休日昼間割引の適用を１回の適用とみなす。

②割引率

５０％。

ただし、別紙－５に掲げる大都市近郊区間を含む通行については、同区間を除く区間の料金のみ割引をする。

2 高速道路貸付料の額の減額

法第7条第2項第2号に規定する高速道路利便増進事業のために必要となる、機構による高速道路貸付料の額の減額については、以下のとおり。

	高速道路貸付料の額の減額 (百万円)	
	平成20年度	平成21年度
全国路線網	46,251	56,409
うち、西日本高速道路株式会社	15,762	18,833

3 一般会計に承継される機構債務

法第7条第2項第3号に規定する高速道路貸付料の額の減額措置による機構の負担の軽減を図るため、一般会計に承継される機構債務は以下のとおり。

なお、承継される機構債務は全国路線網を債務返済の単位としていることから、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社の全国路線網に係る債務を含めるものとする。

承継される 機構債務	承継額 (百万円)		利率 (%)	償還期限	利息支払期
	元本	利息			
政府保証に号 第166回道路債券	97,771	96,954	2.10	平成21年3月25日	4月30日 10月30日

(注1) 承継額に含まれる利息は、平成20年10月31日から平成21年3月25日までに発生する額を計上。

(注2) 上表の額は単位未満を端数処理している。

4 計画期間

平成20年10月14日から平成21年9月30日まで。

5 実施体制

- (1) 機構及び会社は、本計画に基づく高速道路利便増進事業の実施にあたって、高速道路を利用されるお客様などに対し、関係機関と協力の上、本計画をホームページに掲載するなどにより十分周知を図るよう取り組む。
- (2) 会社は、本計画に基づく料金割引の実施に必要な料金システムの変更等を速やかに行う。
- (3) 機構及び会社は、本計画に基づく高速道路利便増進事業の開始後、継続的に交通量、減収額、お客様の利便性等を把握し、これらの結果等を国土交通省へ報告し、必要に応じて計画の変更等を行う。

6 協定の変更

本計画に対する国土交通大臣の同意を得た後、速やかに、機構及び会社は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条及び高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条に基づき、協定の変更を行う。

別紙－ 1

- ・ 高速自動車国道中央自動車道西宮線（東近江市から西宮市まで（八日市インターチェンジを含まない。））
- ・ 高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線
- ・ 高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線（甲賀市から神戸市まで（甲賀土山インターチェンジを含む。））
- ・ 高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線
- ・ 高速自動車国道近畿自動車道敦賀線（三木市から小浜市まで（(仮称) 小浜インターチェンジを含む。））
- ・ 高速自動車国道中国縦貫自動車道
- ・ 高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線
- ・ 高速自動車国道山陽自動車道宇部下関線
- ・ 高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線
- ・ 高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線
- ・ 高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線
- ・ 高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線
- ・ 高速自動車国道山陰自動車道鳥取益田線
- ・ 高速自動車国道四国縦貫自動車道
- ・ 高速自動車国道四国横断自動車道阿南中村線
- ・ 高速自動車国道四国横断自動車道内海大洲線
- ・ 高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線
- ・ 高速自動車国道九州縦貫自動車道宮崎線
- ・ 高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線
- ・ 高速自動車国道東九州自動車道
- ・ 高速自動車国道関西国際空港線
- ・ 高速自動車国道関門自動車道
- ・ 高速自動車国道沖縄自動車道

別紙－ 2

- ・一般国道 1 号（京滋バイパス）
- ・一般国道 2 号（広島岩国道路）
- ・一般国道 9 号（安来道路）
- ・一般国道 9 号（江津道路）
- ・一般国道 1 1 号（高松東道路）
- ・一般国道 4 2 号（湯浅御坊道路）
- ・一般国道 1 9 6 号（今治・小松自動車道（今治小松道路））※ 1
- ・一般国道 4 7 8 号（京滋バイパス）
- ・一般国道 4 7 8 号（京都縦貫自動車道）※ 2

※ 1 平成 2 0 年 1 1 月 1 0 日までは別紙－ 1 に掲げる高速道路と連続して通行する場合に限る。

※ 2 平成 2 0 年 1 1 月 1 1 日から割引を適用する。

別紙－ 3

- ・ 高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線（天理インターチェンジから香芝インターチェンジまで、香芝インターチェンジから松原インターチェンジ又は長原インターチェンジまで、松原インターチェンジから吹田インターチェンジまで）
- ・ 高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線（長原インターチェンジから岸和田和泉インターチェンジまで）

別紙－ 4

- 一般国道 2 号（広島岩国道路）
- 一般国道 9 号（安来道路）
- 一般国道 9 号（江津道路）
- 一般国道 1 1 号（高松東道路）
- 一般国道 4 2 号（湯浅御坊道路）
- 一般国道 1 9 6 号（今治・小松自動車道（今治小松道路））
- 一般国道 4 7 8 号（京都縦貫自動車道）※

※ 平成 2 0 年 1 1 月 1 5 日から割引を適用する。

別紙－ 5

- ・ 高速自動車国道中央自動車道西宮線（大津インターチェンジから西宮インターチェンジまで）
- ・ 高速自動車国道中国縦貫自動車道（中国吹田インターチェンジから西宮北インターチェンジまで）

以上